

皆さんの声を町政に！

町では、町民の皆さんと行政の協働による「まちづくり」を推進するため、町政に対する御意見、御提案等の「町民の声」を募集します。

皆さんから寄せられた「町民の声」は、貴重な御意見・御提案として今後の行政運営に反映させていただきたいと考えています。

- **提出方法** ①郵便 ②電子メール
③ファクシミリ ④直接持参（役場1階総合案内窓口）
- **回答** 内容にもよりますが、速やかに回答いたします。なお、回答処理に2週間以上の時間を要する場合は、提出者に「回答遅延通知書」により通知いたします。
また、内容の趣旨が不明なもの及び誹謗中傷等については回答いたしません。
- **様式** 書式は定めてありますが、任意様式でも結構です。
用紙は役場1階総合案内窓口に備えてありますのでご利用ください。
なお、提出者は住所及び氏名を必ず明記してください。
- **公表** お寄せいただいた意見、提案等は町ホームページ及び広報ひろので公表します。但し、提出者の住所及び氏名は公表しません。
- **提出先及びお問い合わせ先** 〒979-0402 広野町大字下北迫字苗代替35番地
広野町役場総務課企画グループ「町民の声」担当宛
TEL 0240-27-2114（直通）
FAX 0240-27-4167
Eメール kikaku@town.hirono.fukushima.jp
ホームページ <http://www.town.hirono.fukushima.jp>

不正軽油に関わる人は罰せられます。

地方税法の改正により、不正軽油に関わるあらゆる人が罰則の対象となりました。製造、販売、使用など不正軽油に関わる人だけでなく、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども罰則が適用されます。

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」に設定し、関係団体と協力して不正軽油の製造・使用の防止に取り組んでおります。

なお、「灯油や重油をトラックの燃料に使っているようだ。」「不審な施設（場所）にローリー車が入り出している。」などの情報がありましたら、相双地方振興局県税部までご連絡ください。

お問い合わせ 福島県相双地方振興局県税部 ☎0244-26-1127

年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは

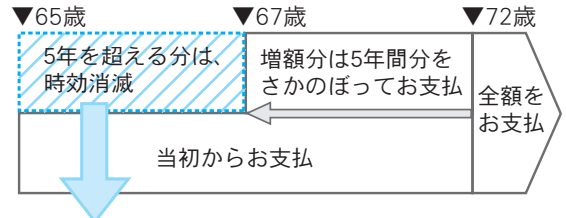
年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

これからは

年金時効特例法の成立により過去に時効消滅した分も含めて全期間さかのぼってお支払いします。

〔具体例〕

65歳から年金を受給していた方で、72歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



この部分をお支払いします

手続など、詳しくは、お近くの「社会保険事務所」またはねんきんダイヤル ☎0570-05-1165まで

社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)
厚生労働省・社会保険庁

平成19年度 防衛省自衛隊各種学生募集案内

防衛省・自衛隊では平成19年度各種学生の採用試験を下記のとおり行います。

募集項目	防衛大学校学生（一般）	防衛医科大学校学生	看護学生
受付期間	平成19年9月7日（金）～9月28日（金）		
募集人員	人文・社会科学専攻 約70名 （うち女子約10名） 理工学専攻 約300名 （うち女子約25名）	約80名	約70名
応募資格	18歳以上21歳未満（高卒又は卒業見込）		18歳以上24歳未満（高卒又は卒業見込）
試験期日	1次：11月10日（土）・11日（日） 2次：12月11日（火）～14日（金）	1次：11月3日（土）・4日（日） 2次：12月5日（水）～7日（金）	1次：10月14日（木） 2次：11月17日（土）～18日（日）
合格発表	1次：12月5日（水） 最終：20年2月15日（金）	1次：11月27日（火） 最終：20年2月15日（金）	1次：11月1日（木） 最終：20年1月10日（木）
受験会場	1次：福島市市民会館 2次：仙台駐屯地	1次：郡山市労働福祉会館 2次：防衛医科大学校	1次：福島市市民会館 2次：自衛隊仙台病院
入校時期	平成20年4月1日（火）	平成20年4月上旬	平成20年3月下旬～4月上旬

お問い合わせ先 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所

〒975-0033 南相馬市原町区高見町1丁目142-2 ☎・FAX (0244) 23-4712 Eメール f-pco.soso@key.ocn.ne.jp

双葉地方広域市町村圏組合からのお知らせ

平成20年度から一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を取得する際には、新たに一般廃棄物収集運搬業及び処分業者に係る講習会を受講した修了証明書(写)の添付が必要となります。

一般廃棄物収集運搬及び処分業者に係る講習会を受講した修了証明書がない場合、許可の取得ができなくなり、一般廃棄物収集運搬及び処分業ができなくなりますので、許可申請される方は必ず受講願います。

なお、一般廃棄物収集運搬及び処分業の許可申請については、次の書類が必要となります。

- 1、一般廃棄物処理業許可申請書
 - 2、法人の場合は、登記簿謄本並びに定款の写(奥書証明されたもの)各1部。
 - 3、個人の場合は、住民票抄本1部。
 - 4、収集、運搬に供する自動車検査証の写1部。
 - 5、収集、運搬に供する自動車の写真3葉(正面、側面、後面)。
 - 6、事業所並びに車庫の所在地見取図1部。
 - 7、従業員の名簿(氏名、生年月日、住所記入のもの)1部。
- ※今回新たに追加されたもの
- 7、一般廃棄物収集運搬及び処分業者に係る講習会を修了したことの証明書の写1部。

◎一般廃棄物収集運搬・処分業者に係る講習会の会場及び開催日は次のとおりです。

【一般廃棄物収集運搬・処分業者講習】

開催地	会場名	開催日
福島県福島市	福島グリーンパレス	平成19年 10月16日(火)
宮城県仙台市	ハーネル仙台	平成19年 9月7日(金) 平成20年 1月23日(水)
主催 財団法人日本環境衛生センター ☎092(593)8226		

また、一般廃棄物収集運搬・処分業者に係る講習会を受講できない場合は、社団法人福島県産業廃棄物協会が主催する「新規・更新許可講習会(産業廃棄物の収集・運搬課程)」を受講した終了証明書でも代用が可能です。

■その他ご不明な点についてのお問い合わせ先

双葉地方広域市町村圏組合
環境福祉課
☎2213333

家電リサイクルについて

家電リサイクル法に基づき、下記の製品はリサイクルされるようお願いします。

【排出するまでの手続き】

- ①郵便局で家電リサイクル券用紙を受取り住所・氏名、*製造業者等名コード及び品目コードを記入する。

*製造業者等名コード及び品目コードについては郵便局窓口で確認してください。

- ②リサイクル料金及び振込手数料を納める。

郵便局窓口で*リサイクル料金と振込手数料を納めます。

*リサイクル料金については、メーカーごとに異なりますので窓口で確認してください。

- ③家電リサイクル券を受け取る。

リサイクル料金と振込手数料を納めたら、用紙の「払込金受領証」と「郵便振替払込受付証明書」を受取り、家電リサイクル券が発行されます。

- ④廃棄物を引き渡す。

郵便局窓口で発行された「家電リサイクル券」と廃棄物を一緒に専門業者または販売店に引き渡します。

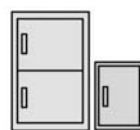
主な対象品



エアコン



テレビ



冷蔵庫



冷凍庫



洗濯機

家電リサイクル券用紙

①住所、氏名と製造業者等名コード及び品目コードを記入。

②受取る。「家電リサイクル券」が発行される。

※廃棄物を自ら専門業者へ持込む場合や運搬を依頼する場合の業者が不明な場合にはお問い合わせください。

町民課
福祉環境グループ
☎27-2115